

# 農耕作業用自動車等のナンバー登録のお願い

地方税法で小型特殊自動車に規定されている乗用装置がある農耕作業用自動車（トラクター等）は、公道の走行の有無にかかわらず、軽自動車税種別割の課税対象となるため申告が義務付けられています。

該当する車両を取得した場合は、市役所にて申告手続きをしていただき、ナンバープレートの交付を受けてください。

## 【小型特殊自動車の区分】

車両の種類 (車両例)	税額	対象要件					備考
		長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	最高速度 (km/h)	排気量	
農 耕 用 農耕トラクター コンバイン 田植機など	2,400円	制限 なし	制限 なし	制限 なし	35未満	制限 なし	乗用装置があるもの
そ の 他 上記以外のもの ・フォークリフト ・ショベルローダ ・ロータリー除雪自動車	5,900円	4.7以下	1.7以下	2.8以下	15以下	制限 なし	長さ、幅、高さ、最高速度のすべてを満たすもの

## 【申告手続きに必要なもの】

販売証明書または譲渡証明書（メーカー名、車台番号等が分かるもの）

本人確認書類

## 【申告の場所】

養父市役所税務課、各地域局



お問い合わせ先：養父市役所税務課（TEL：662-3164）